

カナダにおける信仰の自由のありかた

——宗教的独自性・平等・統合——

- I 多文化社会における宗教の独自性
 - 1 カナダにおける多文化主義と法制度
 - 2 問題の所在——信仰の自由は絶対か
- II 日曜日に営業を行うことの是非
- III 教育と宗教——オンタリオ州における宗派教育
 - 1 イントロダクション
 - 2 オンタリオ州における一九八〇年代の動き
 - 3 一九九〇年代における動き——非キリスト教徒からの挑戦
- IV 特定の民族・宗教集団の慣習を公的に認知することの是非
- V 教育の現場においてシーク教徒の信仰の自由はどこまで許されるか
 - 1 イントロダクション
 - 2 ムルタニ事件
- VI まとめと課題

加藤普章

I 多文化社会における宗教の独自性

1 カナダにおける多文化主義と法制度

カナダは多文化主義の理念と政策を先進国のなかでは最初に導入した国として有名である。白人を優遇し非白人の移民を受け入れないという差別的な慣行を残していたそれまでの移民政策を転換し、能力や言語という客観的な基準（ポイント制度）により移民を受け入れるという新しい移民政策を一九六七年に導入した。それ以来、カナダはアジアやアフリカなど世界各地から移民を受け入れており、二〇一〇年のデータでは、世界の国のうち一七九カ国から年間で約二八万人の移民を受け入れている。また移民出身国の上位三カ国には、フィリピン、インド、中国が並び、近年では非白人の移民定住が一般化してきた。他方、カナダがこれまでイギリス系とフランス系を中心とする政治文化であったことを反省し、多文化主義に向かう、という政策転換を当時の連邦首相であったピエール・E・トルドーが一九七一年一〇月八日、連邦下院で表明した。多文化主義と言いながら、歴史的には英語系と仏語系の共存によりカナダ連邦が維持されてきた実績もあるので、言語面では英語と仏語を公用語にするという基本的な前提はそのままの多文化主義導入であった。言い換えれば、カナダは英語と仏語の二言語を公用語として維持しつつ、移民集団の多文化を公的に認知し平和的な統合を進める、というのがトルドー首相の狙いであった。⁽¹⁾

多文化主義政策にはさまざまな意味や期待、そして批判も込められており、トルドー首相の下院演説から約四〇年以上経過した現在でも国民的な合意があるものとは言いがたい。単なる人口構成上の多様性の尊重から始まり、統合理念としての新しいモデルとして期待するものなど、多くの考え方がこれまで存在してきた。本論は多文化主義政策の理念や政策を論じることが目的ではないので、これについては別の機会に取り上げる予定である。

ところで、多文化主義の理念や政策に従えば、カナダにおける多様な民族・移民集団の価値体系やライフスタイルを尊重する、ということになる。かりにそうなると、カナダを統合する理念や価値観が薄れ、国家としてのまとまりを欠くという危険性も出てくる。多様性の尊重は重要としても、それが過度に強調されると不統一や不整合という副作用が出てくる可能性もある。トルドー首相が多文化主義政策の表明をした一九七二年以降、カナダの政治文化がどの程度、変化したかを判断することは難しいが、「多様性の尊重と統一」という二つのベクトルが緊張や摩擦も引き起こしてきたことも明白であろう。⁽²⁾

本節ではまず多文化主義関係の法律や憲法規定を紹介したい。カナダにおいて「多様性の尊重」というベクトルに関係するものとしては、一九八八年の多文化主義法がある。これは主に連邦官庁を対象として多文化主義的な政策を実施すること呼びかけたものである。同法は強い強制力を持つわけではなく、連邦官庁に対する勧告的な役割を持つ。ついで連邦法としては、官庁や民間企業において女性、先住民、身体障害者、そしてヴィジブル・マイノリティ（非白人のマイノリティ）という四つのグループを対象として定め、彼らの人事採用や昇任などを求めた「雇用衡平法」（一九八六年制定）がある。これは多文化主義法と異なり、官庁や企業に対して一定の強制力を持つので、雇用・人事政策では存在感を示している。

ついで人種差別（あるいは性差別、宗教的な差別）が発生した場合には、連邦レベルでは「カナダ人権法」（一九七七年制定）により当事者（被害者）は対応することが出来る。連邦憲法の規定に従えば、複数の州において営業し、業務を展開する民間企業は、連邦政府の管轄下に入るので、この人権法の対象となる。かりに航空会社において人種差別が起これば、その被害者（例えば従業員）は、この法律を手がかりとして改善を求めることが可能である。カナダ人権法に関しては、人権委員会（主に啓蒙活動や調査を担当）、そして人権審判所（実際の事件の調停を担当、いわゆる行政審判庁に該当する）という二つの組織が設けられており、被害者を救済する仕組みと

なっている。かりに人権審判所での調停に当事者が満足しない場合、通常の司法機関に提訴することが出来るようになった。一〇の州では連邦政府と同じように、州レベルの人権法が制定されており、人権委員会ないしは人権審判所が問題に対応出来るようになってきている。司法機関への提訴という方法では時間やコストがかかることが多いので、連邦レベルでも州レベルでも、人権委員会へ当事者が問題を持ち込み、解決を図ることがより現実的⁽³⁾と考えられている。

他方、カナダ全体で見るとカナダ憲法の人権規定について触れることが重要である。カナダ連邦が結成された一八六七年には英領北アメリカ法(BNA法とも呼ばれる)という憲法が制定されたが、主にこれは連邦制度の枠組みを定めたもので、国民の権利に関する規定がない、という特徴を備えていた。そのため、第二次世界大戦後、国民の権利を明文化するとともに他の問題点(憲法改正の手続きなど)も含めて改正する作業を進めた⁽⁴⁾が、連邦と州の合意が生まれず、最終的には一九八二年まで待つことになった。この結果、一九八二年憲法の成立により、これまでのBNA法の欠陥を是正することが出来、近代憲法をカナダにもたらししたのである⁽⁴⁾。

国民の権利に関しては、一九八二年憲法の第一章(権利及び自由に関するカナダ憲章)において、基本的自由や民主的権利などが定められたが、言語権や先住民の権利などカナダに固有なユニークな権利も盛り込まれた。英語と仏語を公用語として優遇することも改めて明文化し、カナダをより実質的なバイリンガルの国に変化させる規定も確定した(第16条から第22条)。宗教に関しては第2条に定められた基本的自由が重要である。信仰の自由(a)、思想・信条・表現の自由(b)、集会の自由(c)、そして結社の自由(d)という四つの自由がここで明示され、カナダ国民も明文化された権利をようやく手にすることが出来たのである。

2 問題の所在——信仰の自由は絶対か

ついで信教の自由がどの程度まで許されるか、という基本的な課題について考えてみたい。一九八二年憲法において明文化された国民の権利、特に信教の自由(第2条a)がこれまで以上に明確な権利として確立した。加えて第15条1項において平等権が規定され、法の下での平等を徹底することが明示された。つまり「すべて個人は法の下に平等であり、一切の差別、とくに人種、出身国籍もしくは出身民族、体色、宗教、性別、年齢又は精神的もしくは身体的障害を理由として差別を受けることなく、法の平等な保護と利益を享受する権利を有する」と定めている。⁽⁵⁾

他方、一九八二年憲法の第1条には、国民の権利が無制限ではなく、一定の条件のもとで保障されることが規定されている。つまり、「自由かつ民主的な社会において明白に正当化出来るものとして法律が定める合理的な制限に服する場合を除き」⁽⁶⁾、憲章が定める自由や権利を保障するという前提が設けられている。このため、信仰の自由も無制限ではなく、一定の枠組みのなかで保障されていることになる。

本論文の後半においては、信仰の自由に関する興味深い事例を取り上げ、どのような動きがあったのかを紹介したい。それぞれ特徴は異なるが、カナダ社会へ与えた影響は大きく、政治と宗教、あるいは社会と宗教という点ではこれまでにない重要な影響を与えている。多文化社会へと変貌を遂げつつあるカナダにおいて、宗教的な独自性はどこまで許容されるのだろうか。

II 日曜日に営業を行うことの是非

一九八五年四月二四日、連邦最高裁が判決を下した「ビッグM薬局事件」は信教の自由を大きく左右する事例となった。憲法の規定として信教の自由は一九八二年憲法にて明文化された。しかしこれが日曜日を休日と定め

た連邦法（主日法⁷、Lord's Day Act）の趣旨と根本的に対立したので、連邦最高裁がその是非を論じたという歴史的に重要なものである。

英国におけるキリスト教の思想や慣例から影響を受け、カナダにおいても連邦法として主日法が一九〇六年に制定されていた。キリスト教の慣例に従えば日曜日は休日であり、神への感謝を捧げる特別な日である。したがってこの特別な日に通常のビジネスを行うことは敬虔なキリスト教徒であれば避けることが期待されている。また日曜日に労働し、商売を行うことは避けるべき行為であり、違反すれば刑事罰の対象となりうる。

ところがカナダ社会が世俗化するにつれて、日曜日に営業や労働を禁止するこの連邦法の是非についての批判的な意見が出てくることは当然の流れとも言えよう。一九八二年五月三〇日、アルバータ州の都市であるカルガリー市において、ビッグMという薬局店が日曜日にもかかわらず開店して営業を行ったとされる。これは主日法の第4条に違反するとされ、刑事事件となった。その後、アルバータ州の裁判所にて審議されていたが、最終的には連邦最高裁にて一九八五年四月二四日に結論が下された。言うまでもなく、キリスト教徒以外では土曜日を休日とするもの（ユダヤ教徒）や金曜日を休日とするもの（ヒンズー教徒）など多様であり、日曜日を一律に休日と規定し、またその規定違反が刑事罰の対象になる、ということとは抵抗が強くなることは予想されるところである。

連邦最高裁の判決によれば、主日法は従業員に休日を保障するという世俗的な目的を持つてきたとするが、日曜日を休日として強制することは信仰の自由を侵すことになるとしてビッグMを無罪とした。⁽⁷⁾つまり、日曜日以外を休日としている非キリスト教徒の信仰の自由を侵していることによる。富井幸雄によれば「最高裁は、国家が宗教にかかわるかどうかというよりも、かかわったとしても、ある宗教の信者の自由を侵すことになるかならないかを違憲判断の基準にすえた⁽⁸⁾」という理由づけになる。

ついで翌年にはオンタリオ州のある法律に関して異なる憲法判断が下された。この訴訟ではビッグM薬局と同じように日曜日に営業をしたトロント市内の書店（エドワーズ書店、開店したのは一八八三年三月六日）を含む四つの小売業者が当事者となった。オンタリオ州も連邦法の主日法と同じように、日曜日に営業を禁止する法律（小売業休日法、Retail Business Holidays Act）を制定していた。ただし、一定の例外を認めており、ガソリン・スタンド、小規模な雑貨店はそこに含まれており、日曜日の営業や開店が許されていた。また土曜日を休日とする宗派（ユダヤ教や安息日再臨派）による店舗などが土曜日に休業していれば、日曜日には営業することが可能という例外を認めていた。

興味深いことに連邦最高裁の判決はオンタリオの州法は憲法違反にあたらない、というものになった。⁽⁹⁾ 日曜日に営業を禁止する、という点では主日法と小売業休日法は同じになるが、オンタリオ州法には宗教的意味合いはなく、単純に従業員に休日を与えるだけの「世俗的意味」に限られるという点で一九八二年憲法の第2条aに違反していない、ということになった。

Ⅲ 教育と宗教——オンタリオ州における宗派教育

1 イントロダクション

BNA法の第93条はオンタリオとケベックという二つの有力な州において、宗教的マイノリティの権利を守る、という観点から教会勢力が教育を担うというユニークな取り決めをまとめた規定であった。この第93条において、教育に関する権限は州政府に独占的に認められたが、一定の制約をつけていた。つまりオンタリオでは英語系でプロテスタントが多数派を構成し、他方、ケベックでは仏語系のカトリックが多数派を構成していた。しかし、

連邦結成当時、オンタリオには仏語系のカトリック教徒、ケベックには英語系のプロテスタント教徒が少数派として存在しており、それぞれ教会勢力が教育を担当していた。かりに州政府が教育について排他的な権限を行使すれば、少数派の存在を無視し、軽視するような政策を取りうる可能性もあった。つまり、オンタリオにおいてカトリック系の児童・生徒の教育が損なわれ、他方、ケベックではプロテスタント系の児童・生徒の教育が損なわれる、という危険性である。連邦結成の際、この点に注目し、安全策が用意され、それが第93条に盛り込まれたのである。⁽¹⁰⁾

歴史的に見れば、オンタリオとケベックでは第93条の規定が守られ、二つの集団の平和的共存が長く続くことになった。また一八七〇年に連邦に加入したマニトバ州においては、当初、プロテスタント系(英語系)とカトリック系(仏語系)という二つの集団が共存し、BNA法第93条に該当するような州憲法(マニトバ法第22条)が制定されていた。これにより、ケベックと同じように、マニトバでもプロテスタントとカトリックの宗派教育が制度的にも保障されていた。しかし、一九世紀末になると英語系住民が多くマニトバに流入するようになり、二つの集団のバランスは崩れ、英語系・プロテスタント系を主体とする州に転換した。この結果、マニトバにおいては宗派教育に批判的な英語系住民の発言力が強くなり、一八九〇年には宗派教育が廃止された。西部のミニ・ケベックとしてスタートしたマニトバは短期間にプロテスタント系・英語系中心の州へと転換を遂げた。⁽¹¹⁾

一九九〇年代以降、それぞれの州における教育制度について興味深い動きが進展するようになった。BNA法第93条の関連から宗派教育を研究したリンダ・ホワイトによれば、世俗化や非白人の移民受け入れなどにより、州により二つの異なる方向を目指した改革が進展してきたという。⁽¹²⁾ まず一つは宗教団体などが設立した私立学校への公費補助(私学助成)の開始である。例えば西海岸のBC州でも移民が多くなり、非キリスト教徒の児童・生徒が増加してきた。しかしオンタリオやケベックのように宗派教育を公的に行うことは不可能である。そのた

め、BC州政府は民族・宗派学校への公的な補助金を一九九七年から交付するという方法で対応した。また他の平原州カナダでも同じような措置をとってきた（アルバータでは一九六七年、サスカチュワンでは一九八〇年、マニトバでは一九八一年）。ただし、交付を受けるためには州が定めた教育内容やカリキュラムを宗派学校が受け入れることが必要である⁽¹³⁾。

もう一つの方向は憲法上、保障されてきた公的な宗派教育を廃止して、無宗教の教育制度へと転換することである。例えば、東部のニューファンドランド州では一九四九年の連邦加入以来、州の連邦加入を定めた加入条約の第17条が宗派教育を認めていた。そのため、キリスト教の各宗派が自治体や州政府に代わり児童・生徒の教育を担当する、という独自の教育制度を運用してきた。これらの宗派にはプロテスタント系（イギリス国教会など）、救世軍、安息日再臨派、カトリックがあり、各自が教育を提供していた。ただし、ペンテコスタ派が憲法改正により、一九八七年にはこの制度に新規加入し、宗派教育の主体はこれまでの四つから五つへと増加した。こうして宗派別の学校制度は長く維持されてきたが、教育の質やコストがかかること、そして宗派により教育内容が不統一なため、州全体で統一されたカリキュラムの必要性が認識され、宗派教育を全廃するという大きな転換を行った。言い換えれば教会に代わり、無宗教の公的な教育制度を導入したことになる。こうして一九九七年九月に実施された州民投票では州民の賛成を得て、一九九八年には連邦加入条約第17条で規定した宗派教育が全廃されることになった⁽¹⁴⁾。

さらに宗派教育の元祖になるべきケベックでもこれを廃止する大きな転換を一九九八年に行った。つまり、宗派別の学校制度（プロテスタント系とカトリック系）に加え歴史的に維持してきた言語別の学校制度を維持するコストや複雑さを検討し、これまでの制度を全面的に修正した。例えばカトリック系の学校には宗教は同じでも言語面では異なるアイルランド系移民の児童・生徒の存在が示すように、英語を母語とする生徒もおり、仏語系の

学校に加え、英語系の学校を維持する必要性がこれまでであった。こうした環境において憲法改正を行い（第93条は「ケベックには適用しない」という第93A条を新しく制定）、宗派教育を廃止し、言語別の学校制度が生まれることになった次第である。⁽¹⁵⁾ 他方、第93条がこれまで通りオンタリオ州には引き続き適用されることを意味した。

2 オンタリオ州における一九八〇年代の動き

それでは移民を多く受け入れてきたオンタリオ州ではどのような変化が生まれたのだろうか。ここでは宗教と教育、そして政治が複雑にオーバーラップした一九八〇年代以降の二つの動きについて紹介しよう。オンタリオ州では連邦結成以来、公立学校 (Public School) とカトリック教会が運営するが公費において維持するという「分離学校」(Separate School) という制度が維持されてきた。分離学校は実質的には私立学校であるが、その費用を公的に負担するという意味ではいわゆる公立校に準ずる学校である。また分離学校も州が定めたカリキュラムを守る必要があり、教育内容もある程度、均一化されていた。

しかしながら、公立学校と分離学校においては、ともに宗教を教育やカリキュラムに盛り込むことが認められており、宗教とまったく無関係ということではなかった。本来、無宗教と思われる公立学校では、プロテスタント系の児童や生徒が大半を占めることが多く、また親や教育委員会なども事実上の宗教教育を認めていた。そのため、具体的には教室において、授業の開始時と終了時には聖書の一部を朗読したり、祈りを捧げたりした。また聖歌を斉唱することが児童・生徒には求められていた。ただしキリスト教徒でない児童・生徒がいた場合には、そうしたことは免除され、強制されることはなかったと言われる。⁽¹⁶⁾

しかし、公立校においては正規の授業の一部としてこうした宗教的な意味を持つ課程が組み込まれており、キリスト教（実際はプロテスタント系）の特別な地位が認められていたことは、政教分離という観点からすればやや

不自然だったと言えよう。一九八二年憲法において、カナダ国民の権利を明文文化する規定が生まれ、また信教の自由も第2条aにおいて確定された。キリスト教徒優位の公立学校制度に批判的な親たちは、公立学校におけるキリスト教教育を廃止するように批判の声を上げ、州裁判所に提訴することになった。

最初の判決（州の控訴裁判所、州レベルでは最高裁に該当する）となるのが一九八八年九月に出て、宗教教育を定めている州の教育法の規定が非キリスト教徒の信仰の自由を侵しているという判決を下した。ついで一九九〇年一月には州政府にはさらに厳しい判決が州控訴裁判所から下された。一九八八年の判決では、公立校におけるキリスト教的な行為を禁止する、ということがポイントであった。しかし一九九〇年の判決では教育カリキュラムからキリスト教的な行為を求めるもの（信仰）を取り除くことを求めたのである。複数の宗教が存在しているにもかかわらず、キリスト教だけを正規に教え、その信仰を求めることは非キリスト教徒の信仰を侵している、という理由による。ただし、宗教についての授業や講義（主に学習）は許されるが、キリスト教の信仰を強要するようなことは禁止される、という判決でもあった。この結果、州政府は教育法の一部を改正し、一九九一年一月から新しいカリキュラムがスタートした。これにより、公立校におけるキリスト教に結びついた教育内容が消えたことになった。特定の宗教に結びついた行為（信仰）は禁止され、その代わりに「宗教学」を児童・生徒に教えるという新しいカリキュラムが始まった。⁽¹⁷⁾

他方、一九八〇年代には歴史的に維持されてきたカトリック教徒向けの分離学校がさらに改善されるという機会が生まれた。オンタリオ州では小学校から高校まで通して一学年から一三学年という制度になっていた。公立校ではこれまで一三年間の学習課程が用意されていたが、カトリック系の分離学校では予算の制約もあり、これまで実際のところ、一学年から一〇学年までに限定されていた。したがってカトリック系の生徒は一〇年間の課程を終えると、（分離学校制度以外の）私立高校か公立高校に入学することが求められていた。つまり大学進学を

予定していれば、分離学校を離れて新しく別のルートで追加の高等教育を学ぶことが必要であった。長年、こうした分離学校の不完全な制度は放置され、黙認される、という状態が続いていたのである。

一九八四年六月、当時の保守党政権の実力者で教育問題にも通じていたウィリアム・デービス州首相が、これまで分離学校に欠けていた一一学年から一三学年までを新設するという提案(三〇号法案)を行った。オンタリオの保守党は比較的リベラルな色彩を持つ保守政党として知られていたが、デービス州首相も自らの引退を想定してか、大胆な提案を突然に行ったものと考えられている。カトリック関係者はこれを歓迎したが、他方、プロテスタント系の州民や関係者からは反対の声が上がった。⁽¹⁸⁾

ところでカナダの司法制度においては「参照制度」(レファレンス、Reference)というユニークな制度が存在している。これは特定の事件に関する判断を裁判所に求めるものではなく、新しく制定しようとする法律や政策の是非を裁判所に判断してもらおう、というものである。三〇号法案のように、特定の政策案により関係者の誰かが実際に被害を受けているかどうかにかかわらず、提案された政策案が適切かどうか、あるいは合憲かどうかを判断してもらおう、ということがレファレンスにより可能になっていた。ただし、裁判所の判断はあくまでも意見であって当事者を縛る拘束力を持っていない。あくまでも勧告的な意見に止まる。

三〇号法案については、さっそく州裁判所において参照事件として検討され、一九八六年二月には州控訴裁判所から判決が下された。ついで連邦最高裁でも同じように参照事件として検討されることになり、一九八七年六月二五日には州控訴裁判所と同じように、これを認める判決が下された。長く放置された分離学校の問題がこれで解決され、約一二〇年前の合意がようやく改善され、修正されたことになった。⁽¹⁹⁾ 司法判断と平行してオンタリオ州政府は、カトリック系の分離学校制度において高校レベルの学年を新設する作業を一九八五年度から進め(一一学年の新設)、翌年には一二学年の新設、そして最後となる一九八七年度には一三学年を新設した。こうし

て州内世論を分断させた問題にはピリオドが打たれた。

なおオンタリオ州では二〇〇三年度以降、最終学年にあたる第一三学年を廃止し、他の州と同じように初等・中等（高校も含む場合もある）教育の年限については、一二年間とする制度へ変更した。これまで大学入学に関して（他の州と異なり）一年間の追加の学習を求めるといふオンタリオ州独自の教育課程をこれにより廃止したことを意味している。

3 一九九〇年代における動き——非キリスト教徒からの挑戦

一九八〇年代には公立学校におけるプロテスタント優位の教育課程が修正され、本来の無宗教という方向へと転換した。他方、カトリック系の分離学校において、高等教育に該当する一学年から一三学年が欠落するといふ大きな問題もデービス州首相の提案、および裁判所による二つの参照判決により支持と確認を受けて、改善されることになった。ところで一九九〇年代においては、オンタリオの教育制度からこれまで無視されてきた非キリスト教徒の児童・生徒の教育についての議論が活発に展開されることになった。

オンタリオ州において民族や宗教、そして移民の多様化が進むにつれて、親たちには二つの選択が可能であった。一つは公立学校に子供を入れて自分たちの宗教的な独自性を求めない方法である。もう一つはそれぞれが自前の民族学校や宗派学校を設立して、子供たちに独自の価値観やライフスタイルを保持させるという方法である。しかし、多くの民族・宗教集団のなかで、カトリック教徒には憲法の規定でカトリック系学校は公費で運営されるが、その他の民族・宗教集団には公費の補助がない、という「不均衡」な状態となっていた。さらに同じキリスト教徒でも宗派が違う（例えば救世軍）ことで、公費補助はなく、他の移民たちと同じように親の負担（あるいは教会の負担）により学校を維持することを余儀なくされていた。

あるデータによれば、オンタリオ州における児童・生徒が学ぶ学校は次のような構成になっていた。⁽²⁰⁾二〇〇七年には全体で二二〇万名の児童・生徒（小学校から高校まで）がおり、九五％（二〇九万名）は公的に財政支援を受ける学校に通学し、他方、私立・宗教学校に通う生徒は残りの五％（二万名）となっていた。また公立系の学校にて学ぶ児童・生徒のうち、六四・八万名（全体のなかでは二九・五％）はカトリック系の宗派学校へ、そして残り一四四・二万名（全体のなかでは六五・五％）は無宗教の公立学校に在籍していた。他方、公的支援を受けない児童・生徒のうち、四・四万名（二％）はイスラムやユダヤ教などの宗派が運営する学校へ通い、残りの六・六万名（三％）は無宗教の私立学校へ通っていたという。全体のなかで見れば、（二％に該当する）イスラム教徒やユダヤ教徒の親たちは、高い学費を負担しているのに対し、カトリック系の児童・生徒は公的な財政支援を受けており、ここに不公平という不満が出てくる理由が見い出される。

こうしてユダヤ系やイスラム系の親たちにも自分たちの学校へ公費補助が与えられるべきとする動きが一九九〇年代以降、活発になってきた。そうした親たちの訴えは連邦最高裁にも届き、一九九六年一月二二日にアドラー判決として結末を迎えた。⁽²¹⁾この事件では信仰の自由を保障したカナダ一九八二年憲法第2条aの規定に加え、法の下での平等を保障した一九八二年憲法の第15条1項があることを確認しておこう。さらに一九八二年憲法の第29条は次のように規定している。⁽²²⁾

「本憲章のいかなる規定も、宗教学校、カトリック教区学校又は非国教徒系学校
について、カナダ憲章が保障する権利又は特権を廃止又は制限するものではない」

つまり第29条に従えば、宗派教育を規定したBNA法の第93条の規定は、一九八二年憲法が制定されていても

影響を受けない（現状維持する）ことを示すものと思われる。

争点としては、次の二つが指摘されていた。一つは州の教育法が定めた学校や教育委員会は限定的でユダヤ教徒やイスラム教徒の信仰の自由や平等権が侵されていること、もう一つは障害のある児童への公的補助が特定の宗派学校に限定されていることの是非となろう。連邦最高裁の判決によれば、第93条は連邦を結成する際の重要な妥協であり、この妥協による効果（あるいは便益）は当時の関係者であったプロテスタント教徒とカトリック教徒に限定されていたとした。そのため、第93条を当時の利害関係者ではないユダヤ教徒やイスラム教徒にまで拡大することは出来ない、という理由である。ついで第二の争点については、一九八二年憲法の第29条により、BNA法第93条の規定は保護されており、宗派学校が持つ権利（公費補助）を維持出来るとした。憲法上の議論からすれば、公的な宗派教育という権利は、オンタリオで言えばカトリック教徒にだけ認められるもの、という判決になる。なお州レベルでは一九九七年にバル判決（Bal v. Ontario）が出ており、連邦最高裁と同じような判断を下している。

保守党の州政権は私立学校や非キリスト教の宗教学校への公費補助については消極的であったが別の方法を二〇〇〇年に提案した。これは公費補助ではなく、私立・宗教学校の授業料を負担している親への税控除という方法である。具体的には控除の対象となるのは授業料の半額まで（ただし上限は三五〇〇ドル、年間七〇〇ドル×五年）というもので、非キリスト教徒の親からは歓迎された。しかし、公立学校の支持者たちからは公立校への通学者が減り、公立学校への財政的な補助も減少する危険性があると批判的な声が上がった。二〇〇三年の州選挙において保守党が敗北し、税控除方式に批判的な自由党が政権の座につくことで、最終的にはこの提案を撤回することになった。自由党による新政府は新たな方策を模索するよりは、現状維持を選択したのであった。⁽²³⁾

カトリック教徒以外の民族・宗教団体への公的教育補助については、アドラー判決で結果を見たはずであった

が、二〇〇七年の州選挙の際、これが大きな争点として再び浮かび上がってきた。野党の保守党党首（ジョン・トーリー）がカトリック以外の民族・宗教学校にも公費補助を拡大していく、という公約をこの年夏に行われた州の総選挙において突然、表明したためである。⁽²⁴⁾ オンタリオの保守党は歴史的には穏健な思想や政策で知られており、トーリーもこの伝統的な路線を新しい政策で復活させようとしたものと考えられる。トーリーより前の保守党政権（マイク・ハリス州首相）は実務能力には富んでいたが、極端な保守主義のイデオロギーと政策を展開し、穏健な有権者の反発や批判を受けていたとされる。トーリー党首の提案は右傾化した保守党を少し左へ戻す意図があったと考えられる。

ただし、トーリーの提案が唐突であったため、有権者の理解を得ることは少なく、選挙キャンペーンの後半にはトーンダウンするという尻つぼみに終わった。⁽²⁵⁾ 世論調査でも七割を超える有権者はトーリーの提案には批判的であったとされる。また総選挙ではトーリー自身も落選し、当時の与党（自由党）の勝利と保守党の敗北という結果となった。すでに連邦最高裁のアドラー判決により、カトリック系学校以外の民族・宗教学校に対して州政府は公的支援を行う義務はなくなっていた。しかし新しい意思決定（トーリーの保守党が州議会で過半数を占め、政権の座につく）がかりに生まれれば、これが変化する可能もあったと言えよう。しかし、オンタリオの有権者はこれを否定し、宗派学校への公費負担はこれまで通りカトリック系に限るという意志を明確にしたものと思われる。

IV 特定の民族・宗教集団の慣習を公的に認知することの是非

オンタリオ州では穏健な社会主義政党である新民主党（NDP）が一九九〇年にはじめて政権を握り、さまざま

まな政策展開を行った。そのなかの一つとして、一九九一年に調停法（あるいは仲裁法、Arbitration Act）の制定をあげることが出来る。これはカナダ法統一協会（Uniform Law Conference of Canada）という専門機関がすでに提案していたもので、宗派ごと・民族集団ごとに異なる民事問題の解決方法を公的なルールとして認めていく、というものである。刑事事件は連邦政府の権限であり州政府にとり対象外だが、オンタリオの調停法によれば、離婚や離婚後の子供の養育権、そして離婚に伴う財産分割などを特定の集団が持つルールに従い個別に決めていくことになる。ユダヤ教徒やカトリック教徒にはそうした慣例があったとされるが、この調停法により、裁判にかけることなく、当事者間の話し合いで解決を図ることが可能となる。ただし、かりに当事者間の調停がスムーズに進まない場合には通常の裁判所に訴えて解決を図ることも出来るという。⁽²⁶⁾

ところで二〇〇三年一月、ある人物が「イスラム民法研究所」(Islamic Institute of Civil Justice) の設立を提案し、イスラム教徒の離婚や財産分割については「シャーリア法」をオンタリオ州でも適用したいという提案を行った。一般的にはシャーリア法では女性よりも男性に有利な裁定ルールがあるとされ、男女平等というカナダにおける法原則と一致しないという批判の声が上がった。また女性団体やイスラム系の女性団体からもオンタリオ州においてシャーリア法を導入することに強い批判の声が上がった。またカナダ国内に止まらず、西欧諸国でもこの動きに対する批判的な意見が出されてきた。⁽²⁷⁾

こうした批判的な意見を受けて、州政府（自由党政権）は前NDP政権の法務大臣で法律家のマリオン・ボイドにシャーリア法の是非について検討するように調査を依頼した。彼女は多くの団体や関係者からヒアリングを行い、二〇〇四年一二月に調査報告書を提出した。ボイドによれば、民事関係の仲裁については、これまでにも行われてきた実績があり、またシャーリア法を適用しても必ずしも女性に不利にはならないとした。いわばシャーリア法による調停がマイナスにならないという結論と言えよう。⁽²⁸⁾

しかし、州内、あるいは国内における論争は終わる様子がなく、これを見て州首相の D・マクギガンティは「オンタリオではシャーリア法を認めない」という声明を二〇〇五年九月に出し、この論争はとりあえず終了することになった。⁽²⁹⁾ 他方、海を越えてイギリスでも同じような論争が二〇〇八年二月に発生している。事件の始まりはイギリス国教会の幹部でもあるカンタベリー大司教が、イギリスでもシャーリア法を認めてどうかという講演を行ったことにある（講演は二〇〇八年二月七日）。イギリスもアジアやアフリカからの移民が増加し、特にイスラム系住民の増大が社会問題にもなってきた。カナダと同じように多元化・多民族化するイギリス社会を考えると、イスラム教徒のためにシャーリア法を認めてはどうか、という大司教の発言はさほど非常識な発言とは思われない。しかしブラウン首相を含め、イギリス国内では指導的な立場にある人たちは大司教の発言には（寝た子を起すような提案のため）批判的であつたとされる。⁽³⁰⁾

離婚や子供の養育権などについて、民族・宗教団体ごとに独自の慣習があればそれを尊重するというのがこの問題のポイントであろう。多くのカナダ人にとり、カトリック系やユダヤ系の慣習はある程度、容認することが出来たとしても、イスラム系の慣習には拒否感ないしは嫌悪感が強いということになろうか。

ところで自由党政権は次のような方法でシャーリア論争に決着をつけている。二〇〇五年一月一日、州政府は声明を発表し、調停法に代わる新しい法律を制定するとした。調停法で認めた宗教関係者を巻き込んだ事前調整を禁止し、宗教的な慣例には拠らないで離婚、財産分与、そして子供の養育権などについて決めることにした。非公式に宗教指導者に相談することは可能であるが、それはあくまでも個人的な相談に止まり、法的な効果を持たない、というのが改正のポイントである。加えて女性（移民や永住権を持ち、定住しているがカナダの事情や法制度については理解に乏しい女性を中心）への啓蒙活動を行うとした。⁽³¹⁾

V 教育の現場においてシーク教徒の信教の自由はどこまで許されるか

1 イントロダクション

シーク教徒は二〇世紀の初頭からカナダへの移民が始まり、二〇〇一年の国勢調査によればカナダ全体のうち、二%ほどを占めるほどになっている。地域としては西海岸のBC州に多く定住しており、ヴァンクーバーはその中心都市となっている。またヴァンクーバー郊外にはシーク教のテンブルが多く建立されており、その独自の個性は顕著である。また人数は少ないがシーク教の国会議員も選出されており、それなりの政治的発言力を確保しつつある。

他方、インド本国ではシーク教徒とインド政府の関係がきわめて不安定である。一九八四年にはシーク教の聖地たるゴールデン・テンブルがインド軍兵士により襲撃を受けたとされ、一〇〇〇名近い死者が出たという。また一九八四年一〇月にはガンジー首相をシーク教徒の護衛が暗殺したため、その報復により多数のシーク教徒が虐殺されたと言われている。こうした事情もあり、カナダ国内においてはインド本国の事情が反映され、シーク教徒によるテロ事件などが時折、発生している。例えば一九八五年六月二三日、トロント発ロンドン経由のムンバイ（ボンベイ）行きインド航空一八二便が爆弾テロにより、三二九名の乗客・乗員が死亡するという大きな⁽³²⁾事件も起きていた。カナダ政府はこれについて調査を進めたが、シーク教徒が犯人という確証をまだ得ていない。シーク教徒には五Kという守るべき戒律があり、そのなかでも特に髪を切らずターバンを頭に巻く習慣、そしてキルパンという短剣を男子が身につけることがカナダにおいて問題となってきた。ターバンに関しては、これまでに興味深い事件が生まれている。例えば連邦警察（RCMP）では、これまで警官になるには制服着用義務や髭を剃ることなど身だしなみのルールが厳しく求められてきた。ただし一九八二年憲法の制定以降、連邦警

察も非キリスト教徒の警官を採用するにあたり、かれらの信仰の自由を認めることが必要であると次第に理解するようになってきた。その結果、ターバンを巻いた連邦警察官（制帽を着用しない）が認められる、という決定を R C M P が一九九〇年に発表した。もちろん、反対意見も多かったが、シーク教徒が信仰の自由を享受しながら連邦警察官として活躍することがこれで正式に認められることになった。⁽³³⁾

他方、危険を伴う工事現場やオートバイの運転では、シーク教徒のターバンの着用は許されるのだろうか。二〇〇八年三月、オンタリオ州のある地方裁判所 (Court of Justice) はシーク教徒にとり、ヘルメットの着用を義務づけた高速道路規制法がかれらの信仰の自由を侵していると判断した。しかし同時にオートバイに乗る運転者や他の通行者の安全を守るという点において、ヘルメット着用を求めることは許される、という判決を下している。信仰の自由を尊重しつつ、安全という観点からシーク教徒もターバンをとき、ヘルメットを着用すべきという判決がここでは下されたのである。⁽³⁴⁾

2 ムルタニ事件

こうしたシーク教徒の独自のスタイルが信教の自由というテーマとつながり、また大きな論争的になり、最終的には二〇〇六年三月二日、連邦最高裁で判決が下されるという展開につながってきた。

事件の始まりはモントリオール(Montreal)の小学校で学んでいたシーク教徒のグルバジ・シン・ムルタニ (Gurbaji Shighn Muliani) が身に着けていた短剣 (キルパン) を校内で落としたことにある。シーク教徒は一定の年齢になると、キルパンという宗教的に意味のある短剣をたえず身に着けることが求められている。一二歳になるムルタニ君は二〇〇一年一月一八日、校庭で友人と遊んでいた際、偶然、キルパンがホルダーから外れて落としてしまったという。それを目撃した他の児童の親が学校関係に苦情を申し立て、校内での安全かシーク教徒の信仰の自由か

という大きな論争につながっていく。⁽³⁵⁾

一二月下旬にはキルパンをケースに入れ、身に着けることを条件としてムルタニ君の登校が認められた。しかし、それでも不安視する親もおり、ムルタニ君の登校を学校が認めないという事態が生まれた。ここに至り、ムルタニ君の親が弁護士を雇い、法的な解決方法を目指した。二〇〇二年五月、ケベック州高等裁判所は信教の自由を認め、キルパンをきちんと包むようなスタイルをとればムルタニ君が学校へ持参することが許される、という判決を下した。一定の条件が守られれば、キルパンを持参し、通学することが許される、という結論である。校内での安全も大事であるが、ムルタニ君の信仰の自由も尊重されるべきということになる。

これに不満な他の親たちは控訴し、二〇〇四年四月、ケベック州の控訴院にて逆転判決が下された。つまり、校内での安全が信仰の自由より優先されるべきであり、ムルタニ君の要求は認められないことになる。最後になるがムルタニ君の親は上告し、カナダ連邦最高裁にて最終判断を求めることになった。二〇〇六年三月二日、カナダ最高裁はキルパンの全面的な持ち込み禁止は信仰の自由を侵していることになり、一定の条件のもとで認められるべきという判決を下した。⁽³⁶⁾

カナダ憲章（一九八二年憲法）第2条aに従えば、ムルタニ君のキルパン持参での通学禁止は信仰の自由を侵すことになる。また第1条による制約（キルパンの持参を全面的に禁止すること）を認めると、校内において同様に危険な物品（はさみ、野球のバット、鉛筆など）も持ち込み禁止となる可能性も出てくるので慎重な対応が求められる。信教の自由との関係を見ながら適切な対応をとるべきという結論に導かれたのである。

ところでケベックではこれが大事件となったが、隣のオンタリオ州ではすでにキルパン持参の通学は認められている（一九九一年パンドリ判決、州控訴裁判所）。また連邦最高裁の庁内へもキルパンの持参が認められている。州により、キルパンについての判断は一律ではなく、カナダ国内ではそれぞれ異なるようである。しかし、航空

機に搭乗する場合には認められておらず、バスや電車に乗る場合も認められないことが多いとされる。⁽³⁷⁾

VI まとめと課題

プロテスタントとカトリックという違いはあるが、カナダは歴史的に見れば、キリスト教の国として制度や文化を整備してきた。⁽³⁸⁾ これまでイギリス国教会を公定教会として英語系カナダの植民地では認めることもあった。またプロテスタント的な色彩を強く刻印する制度がこれまで存在してきた。日曜日に労働し営業することを禁止した主日法はその具体例である。規模の小さい雑貨店などを対象から除外するなど多少の例外を残すとしても、かりに日曜日に営業すると刑事罰の対象となり、一定のペナルティを受ける、という厳しい規則がもうけられていた。安息日を日曜日以外とする宗教団体や信者にとり、これは行動を制約され、信仰の自由を侵されるという大きな問題でもあった。

一九八二年憲法の制定により、信仰の自由が明文化され、非キリスト教徒が日曜日を休日と定めたルールに対して挑戦を開始した。ビッグM事件（一九八五年）では連邦最高裁は主日法が信仰の自由を侵すので憲法違反という判断を下した。他方、同じように日曜日の営業を禁止したオンタリオ州法の是非を論じた判決（エドワーズ書店事件、一九八六年）では連邦最高裁は別の判断を下している。つまり、州法は主日法とは異なり、宗教的な意味あいはなく、従業員に休日を与えるという「世俗的」な目的を持つものであり、信仰の自由を侵してはいない、という理由による。同じ事象（日曜日を休日とすること）を取り上げながらも、それを求めた法律の制定理由の違いから、それぞれ異なる判断を下したわけである。

オンタリオ州ではBNA法第93条の規定から公立学校、そしてカトリック系でありながら公費補助を受けると

いう「分離学校」という二本立ての制度が維持されてきた。公立学校では児童・生徒の大半がプロテスタント系であるため、キリスト教に関する行為（聖書の朗読や祈りなど）が正規の教育課程として組み込まれていた。これについての批判が高まり、一九八〇年代後半には公立学校の「世俗化」が進むという興味深い変化が生まれた。他方、カトリック系の分離学校は連邦結成以来、一学年から一〇学年までしか提供されていない、というやや不完全な制度になっていた。これを改善し、公立学校と同じように最終学年（二三学年）まで提供するという動きが一九八〇年代の中ごろ進行した。この改革が成功した理由の一つとして、保守党政権ながらも穏健でリベラルなW・デービス州首相という指導者のカリスマ性によるところが大きいと思われる。司法判断もこの改革を支持する方向にあった。

ところで分離学校の対象となるのはカトリック教徒の児童・生徒だけであり、他の宗派にとり親が授業料を負担する私立学校に入れるしかない、という不均衡な事態になっていた。カトリック教徒だけを優遇するBNA法第93条については、非カトリックの宗教団体から不公平とする声が上がリ、訴訟も起きた。連邦最高裁が下したアドラー判決（一九九六年）では、BNA法制定時の時代背景が考慮され、カトリック教徒の権利が優先されるとした。また当時、憲法制定論議に関わっていないユダヤ教徒やイスラム教徒をこの枠組みに入れることは出来ない、という理由が示された。加えて一九八二年憲法第29条は、宗派学校の権利（学校維持に必要な費用は公費により負担する）は維持されるとなっているので、これも尊重すべき根拠となる。当面のところ、非キリスト教徒の児童・生徒は高い授業料を払い、私立学校に通うことを余儀なくされることになろう。またオンタリオ州政府は他の州と異なり、私立学校への私学助成を拒否しており、親たちの経済的負担は大きいと言えよう。

離婚、財産分与、子供の養育などの問題については、民族・宗教集団ごとに独自の慣習を維持してきたとされる。オンタリオ州政府はこれを公的に認めるといふ法律（調停法）を一九九一年に制定した。ユダヤ教徒やカト

リック教徒は慣例として、これらを尊重してきた。ところがイスラム関係者が同じように、これを制度化（シャリーア法の導入）していくという提案を二〇〇三年に発表した。すると州の内外において、これに反対する声が出てきた。イスラム的な慣習では女性の権利が損なわれ、男性有利の決定が行われるという理由からである。これにはおそらく反イスラム的な感情も背後に存在するとも言えよう。内外の反対の声を受けて、州首相は二〇〇五年、シャリーア法は一切認めない、という声明を発表して事態の沈静化に努めた。もともとシャリーア法はその内容が普遍的に確定しているわけではないので、一律に男性優位・女性不平等ということにならないとされる。しかしオンタリオ州ではシャリーア法を公的に認めるという段階にはまだ至っていない、ということは明白である。

シーク教徒は信仰を守るためには独自の慣習（五つのKと呼ばれる）を守ることが期待されている。独自の慣習のなかで頭にターバンを巻くこと、そしてキルパンという短剣を身に着けることが学校教育の場では問題となってきた。前にも述べたようにモントリオールでグルバジ・シン・ムルタニという一二歳の小学生がキルパンを身に着けていたことが事件の発端であった。キルパンが校内の安全にとり脅威となると考えた他の親たちとムルタニ君の間で対立が生まれ、州の裁判所での判断に続き、最後は連邦最高裁の判決により決着した。連邦最高裁によれば、キルパン持参を全面的に禁止することは信仰の自由を侵すことになるので、学校当局はこれを認めるべきとした。ただし、短剣のサイズや所持方法などを工夫して安全面での配慮をするべきとした。

多文化社会における信仰の自由は、本論文で見たように普遍化が難しいテーマである。すべての国民を差別することなく平等に扱うこと、そして信仰の自由を認めつつ、その独自性を尊重する（特別扱いする）ことは矛盾し対立する事象である。ここでは簡単に結論を出すことは出来ないが、今後の研究の方向として、ケース・バイ・ケースで普遍的原理を尊重しつつ、信仰の自由をどのように達成するか、政治的、法的、行政的、そして司

法的に取り組むことが重要になると考えたい。筆者がフォローした宗教的多様性に関する三冊の先行研究でもこのような方向性を示していると思われる。

まず憲法や法体系との関係で宗教を論じたりチャード・ムーン編集の本では事例研究（モントリオールにおけるユダヤ教徒のアパートにおける宗教的な装飾、同性婚、イスラム教徒や先住民の宗教）に始まり、より抽象的な議論なども展開した論文が収められている。⁽³⁹⁾ ついでP・バラマダットとD・セルジエク編集による本では二部構成を取り、その第一部ではシーク教徒やヒンズー教徒などの特定の宗教団体を取り上げて、それぞれの特徴や課題などを議論している。ついで同書の第二部では教育、医療、公共政策という宗派横断的なテーマを取り上げ、各集団を比較しながら検討している。⁽⁴⁰⁾ 最後となるL・G・ビーマンとP・バイヤー編集の本では比較の観点からの文化的多様性、ケベックにおける合理的な妥協、そして世論調査など類書と比較すればより抽象的なレベルでの議論を展開する論文がまとめられている。⁽⁴¹⁾ この本の終章として置かれているビーマンの論文（「宗教的多様性に関する国際比較―カナダ、フランス、そして米国」）はこの点で、抽象度の高いまとめとして評価したい。

ところでケベック州においては二〇〇〇年代に入り、宗教的な対立がより顕著になってきた。本論でも見たシーク教徒のキルパン問題に始まり、保守的（超伝統的）なユダヤ教徒によるYMCAへの抗議（YMCA建物内部で女性が行うエクササイズが道路の通行人から見えることに抗議）、エルヴィルという小さな町で反イスラム的と理解される行動規範を発表して内外で論争を引き起こすなど宗教関係で意見の対立が激しくなってきた。これを見た州政府は二名の高名な学者（哲学者のチャールズ・テイラー、そして歴史家のジェラルド・ブシャー）を調査委員会のメンバーとして任命し、検討するように依頼した。⁽⁴²⁾ ケベックでは連邦政府が提示してきた「多文化主義」に対する意味で「インターカルチャリズム」という理念と政策を打ち出している。加えてフランスにおいてはアメリカ式の政教分離とは異なる「ライシテ」の理念もあり、ケベックはカナダの中でもユニークな立場にあ

る。宗教的な多様性の中でケベックはどう対応すべきかが課題であり、二名の学者は「妥当なる調整」という概念を強調した。これも今後とも検討すべき概念であると思われる。

筆者としては、今後とも多くの事例研究や理論研究に触れながら、カナダにおける宗教的な多様性に関する議論を深めたいと考えている。

- (1) 多文化主義に関するバランスのとれたものとして、次の研究が良い。A. Fleras and J. L. Elliot, *Engaging Diversity: Multiculturalism in Canada*. Toronto: Nelson, 2002. 連邦政府からの多文化主義政策を見るには次の資料が便利である。Department of Canadian Heritage, *Multiculturalism: Meeting the Government Commitment, 1993-94*. Ottawa: Canadian Heritage, 1995, January.
- (2) Neil Bissondath, *Selling Illusions: The Cult of Multiculturalism in Canada*. Toronto: Penguin Books, 1994. 46 頁。学問的な批判として、キムリックの論文が優れている。Will Kymlicka, *Multiculturalism: Success, Failure, and the Future*. Washington, DC: Migration Policy Institute, 2012.
- (3) S. Tierney, ed., *Multiculturalism and Canadian Constitution*. Vancouver: University of British Columbia Press, 2007. Canadian Human Rights Foundation, *Multiculturalism and the Charter*. Toronto: Carswell, 1987.
- (4) 加藤普章, 『カナダ連邦政治』、東京大学出版会、二〇〇六年、第3章、および終章。P・E・トルドー、田中浩・加藤普章訳、『連邦主義の思想と構造—トルドーとカナダの民主主義』、御茶の水書房、一九九一年。
- (5) 「一九八二年憲法」、日本カナダ学会編、『新版 史料が語るカナダ』、有斐閣、二〇〇八年、三二五頁。
- (6) 同書、三三三頁。
- (7) “The Queen v. Big M Drug Mart Ltd, 1985”, in P. Russel, R. Knopff, and T. Morton, eds., *Federalism in Canada*. Ottawa: Carleton University Press, 1989, pp. 404-414. R. Moon, “Government Support for Religious Practice”, in R. Moon, ed., *Law and Religious Pluralism in Canada*, pp. 222-227.
- (8) 富井幸雄, 「カナダにおける信教の自由」、『法学会雑誌』、第48巻第2号、二〇〇七年十二月、一八五—一八六

- 頁。
- (9) “Edwards Books and Art Ltd. v. The Queen, 1986”, in Russel, Knopf, and Morton, *Federalism in Canada*, pp. 471-493. 富井幸雄「カナダにおける信教の自由」一八九頁。
- (10) R. Choquette, “Confessional Education”, in *Canada's Religions: An Historical Introduction*, Ottawa: University of Ottawa Press, 2004, pp. 285-309; M. H. Ogilvie, “Education”, in *Religious Institutions and the Law in Canada*, Second Edition, Toronto: Irwin, 2003, pp. 323-363; J. Donald Wilson, “Religion and Education: The Other Side of Pluralism”, in J. D. Wilson, ed., *Canadian Education in the 1980's*, Calgary: Detselig, 1981, pp. 97-113.
- (11) D. G. Creighton and others, *Minorities, Schools, and Politics*, Toronto: University of Toronto Press, 1969 (Canadian Historical Readings, #7).
- (12) Linda White, “Liberalism, Group Rights and the Boundaries of Toleration: The Case of Minority Religious Schools in Ontario”, *Canadian Journal of Political Science*, Vol. 36, No. 5, December 2003, pp. 979-980.
- (13) 児玉奈々、「アルバータ州のエスニック・マイノリティの教育的要望と多文化教育の意義」『カナダ教育研究』第7巻、二〇〇九年五月、一三五頁。小川洋、「民族融合の進むブリタニッシュ・コロンビア州の教育改革」、小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』、東進堂、二〇〇三年、一六頁。
- (14) Government of Newfoundland and Labrador, News Release, “Education Reform in Newfoundland and Labrador”, 1997. “Government-funded Religious Schools in Canada: Newfoundland”, ければ次のサイトから入手した。www.religioustolerance.org/relschfnhm マタヤム村二〇一二年三月一九日。
- (15) “Constitution Amendment, 1997 (Quebec)”, in B. Funston and E. Meehan, eds., *Canadian Constitutional Documents Consolidated*, Second edition, Toronto: Thomson, 2007, pp. 424-425.
- (16) The Department of Education, *Education About Religion in Ontario Public Elementary Schools*, 1994, pp. 6-7.
- (17) Ibid., p. 6; G. M. Dickinson and W. R. Dolmage, “Education, Religion and the Courts in Ontario”, *Canadian Journal of Education*, Vol. 21, No. 4, 1996, pp. 368-370; R. D. Gidney, *From Hope to Harris: The Reshaping of Ontario's Schools*, Toronto: University of Toronto Press, 1999, pp. 136-137. 河野弥生「カナダ多文化主義と宗教教育」

- 校への公的資金援助問題―オンタリオ州における論争を事例に」、『カナダ研究年報』、第21号、二〇〇一年九月、九五―一〇一頁。二二の判決名は次の通り。一九八八年 (Zylberberg v. Sudbury Board of Education)」。および一九九〇年 (Canadian Civil Liberties Association v. Ontario)。
- (18) D. MacLellan, "Faith-based Schooling and the Politics of Education: A Case Study Of Ontario, Canada", *Politics and Religion*, No. 1, Vol. VI, 2012, p. 42.
- (19) 富井幸雄「カナダ憲法と世俗主義―宗教、教育、国家(二・完)」、『法学会雑誌』、第49巻2号、二〇〇九年一月、一三三―一三七頁。
- (20) "Government-funded Religious Schools in Canada: Ontario", これは次のサイトからデータを入手した。www.religioustolerance.org/relschon.htm アクセスは二〇一二年三月十九日。
- (21) Linda White, "Liberalism, Group Rights and the Boundaries of Toleration", p. 980. 富井幸雄「カナダ憲法と世俗主義―宗教、教育、国家(二・完)」、一三七―一四一頁。
- (22) 「一九八二年憲法」、『史料が語るカナダ』、三二八頁。
- (23) MacLellan, "Faith-based Schooling and the Politics of Education", pp. 46-48.
- (24) News Releases, "Tory Expands on His Plans To Invite Faith-Based Schools into Ontario Public Education System", July 23, 2007. これはオンタリオ保守党のサイトから入手した。www.ontariopc.com/news アクセスは二〇〇七年九月二六日。
- (25) "Panel Debates Funding for Faith-Based School", *The Globe and Mail*, September 21, 2007.
- (26) Marion Boyd, "Religion-Based Alternative Dispute Resolution: A Challenge to Multiculturalism", in K. Banting, T. J. Courchene and L. Seidle, eds., *Belonging?: Diversity, Recognition and Shared Citizenship in Canada*, Montreal: IRPP, 2007, pp. 465-473; Lorraine E. Weinrib, "Ontario's Sharia Law Debate: Law and Politics under the Charter", in R. Moon, ed., *Law and Religious Pluralism in Canada*, pp. 239-263.
- (27) "Shariah Law: FAQs", www.cbcca/news/background/islam/shariah-law.html の記事は二〇一二年三月十九日にアクセスした。

- (28) Marion Boyd, *Dispute Resolution in Family Law: Protecting Choice, Promoting Inclusion*, December 2004. 1) 報告書は次のサイトから入手した。www.attorneygeneralj.us.gov.on.ca/English/about/pubs/boyd入手は二〇一二年三月一八日。
- (29) "McGuinty Rules Out Use of Sharia Law in Ontario", www.ctv.ca/CTVNews/TopStories/20050912/mcguinty_sharia_050911 1) の記事は二〇一二年三月一九日に入手した。
- (30) John Milbank, "The Archbishop of Canterbury: The Man and the Theology Behind The Shari'a Law", in R. Ahdar and N. Aroney, eds., *Sharia in the West*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp. 43-47.
- (31) The Government of Ontario, Newsroom, "McGuinty Government Declares One Law for All Ontarians", 1) の資料は次のサイトから入手した。http://news.ontario.ca/archive/en/2005/11/15/McGuinty-Government-Declares-One-Law-For-All-Ontarians.html トクセスは二〇一二年八月一九日。
- (32) Norman Buchignani, "Sikhism", Canadian Encyclopedia. 1) の記事は二〇一二年八月二〇日に次のサイトから入手した。www.thecanadianencyclopedia.com
- (33) 詳細については、R C M P の決定に反対し訴訟を起こした事件 (タラント判決、一九九四年七月八日判決、Federal Court) に詳しい。一九八二年憲法において信仰の自由が憲法原理として確立したことにより、カナダの連邦官庁内部において、シーク教徒を含む非キリスト教徒たちの採用や人事政策について検討を開始した内部事情などが紹介されており、興味深い。判決名は次の通り Grant v. Canada (Attorney General)。
- (34) バティシヤ判決 (二〇〇八年三月六日、オンタリオ州 Court of Justice)。判決についての解説は次を参照した。T. S. Carter, "Motorcycle Helmets and Religion: A Case Comment on the Badesha Decision", *Church Law Bulletin*, No. 24, January 23, 2009.
- (35) "Timeline: The Quebec Kirpan Case", www.cbc.ca/news/background/kirpan 1) の記事は二〇〇九年七月一九日に入手した。
- (36) Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys, 2006, SCC 6, [2006] 1 SCR 256. 1) の判決は二〇〇六年の簡単な解説として次を参照した。"Multani v. Commission Scolaire: The Kirpan Case", www.law.ualberta.ca/centres/

ccs/ rulings/ thekirpancase.php アクセスは二〇一二年三月二日。

- (37) “Canadian Judicial Opinions Regarding the Sikh Religious Identity”, www.sikhcoalition.org/LegalCanadian.asp アクセスは二〇一二年三月二日。
- (38) 筆者は別の論文においてカナダにおける宗教と国家の関係を歴史的に考察した。加藤普章、「カナダにおける国家と宗教の関係―歴史的に見た考察」、『大東法学』、第二二巻第一&二号、二〇一三年三月三十一日、三三―三三二頁。
- (39) R. Moon, ed., *Law and Religious Pluralism in Canada*. Vancouver: University of British Columbia Press, 2008.
- (40) P. Bramadat and D. Seljak, eds., *Religion and Ethnicity in Canada*. Toronto: Pearson Longman, 2005.
- (41) L. Beaman and P. Beyer, eds., *Religion and Diversity in Canada*. Boston: Brill, 2008.
- (42) G・ブシヤール／C・テイラー編、竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳、『多文化社会ケベックの挑戦』、明石書店、二〇一一年。飯笹佐代子、「多文化社会ケベック、共存の模索―『妥当なる調整』をめぐる論争」、『ケベック研究』、創刊号、二〇〇九年九月、六二―七四頁。